

◎新潟県告示第844号

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）第2条第2項の規定により、新潟港の次の港湾施設を廃止する。

令和3年6月29日

新潟港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

種類	名称	位置	数量及び能力
臨港交通施設	臨港道路開発1号	新潟市北区 太郎代地内	延長 456.2m 敷地幅員 16.0～27.0m 車道幅員 11.0m 構造 アスファルト舗装